

漁業関係法令違反に対する行政処分方針

漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者（以下「漁業者等」という。）が、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）、瀬戸内海漁業取締規則（昭和26年農林省令第62号）及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号。以下「規則」という。）の規定（以下「漁業関係法令」という。）に違反する行為又は漁業関係法令に基づく処分に違反する行為をした場合には、次に定めるところにより行政処分を行うものとする。

第1 許可等の取消し処分

知事による漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を受けた者が、漁業関係法令に違反する行為又は漁業関係法令に基づく処分に違反する行為（以下「法令等違反行為」という。）をし、かつ、次の①又は②に該当する場合には、知事は、法第58条において準用する同法第54条第2項に基づき当該許可等の取消しを命ずるものとする。

- ① 法令等違反行為に係る知事の処分を3回（第3の規定に基づき通算した処分回数による。）受けている者が、最後に法令等違反行為に係る知事の処分を受ける原因となった法令等違反行為をした日から起算して3年を経過する日までの間に法令等違反行為をした場合であって、かつ、当該法令等違反行為が停泊処分を受ける行為に相当するものである場合。
- ② 当該法令等違反行為をした際に、漁業監督公務員に対して、その生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれのある行為をした場合。

第2 停泊処分等

1 停泊処分

漁業者等が、法令等違反行為をした場合には、知事は、法第27条、同法第34条又は同法第131条第1項に基づき停泊を命ずるものとする。

(1) 停泊処分の日数

- ① 当該法令等違反行為が1の場合には、停泊処分の日数は15日以内とし、当該法令等違反行為が1の場合であって2以上の法令等違反行為に該当する場合、又は当該法令等違反行為が2以上の場合であってこれらの行為の間に目的・手段等の密接な関連性がある場合には、最も重い法令等違反行為の日数とする。
- ② 2以上の法令等違反行為をした場合（①に規定する場合を除く。）には、該当する法令等違反行為それぞれの停泊処分の日数を合わせた日数とする。

(2) 累次の違反に係る停泊処分日数の加算

停泊処分を受けた者がその原因となった法令等違反行為をした日から3年以内に、同一の漁業について再び新たな停泊処分の原因となる法令等違反行為をした場合には、停泊処分の日数に15日以内の日数を加算する。ただし、加算後の日数が40日を超えるときは、40日とする。

(3) 悪質な行為等に係る停泊処分日数の加算

当該法令等違反行為が、次の①から⑤までのいずれかの行為を伴う場合には、停泊処分の日数に10日を加算する。ただし、加算後の日数が40日を超えるときは、40日とする。

- ① 許可番号、漁船登録番号等の全部又は一部を偽称し、若しくは隠蔽し、又は故意に表示しない行為があった場合
- ② 漁業監督公務員の停船命令に従わず逃走し、又は旋回を繰り返した場合
- ③ 操業区域を甚だしく逸脱した場合
- ④ ロープ流し等取締りに対し妨害行為のあった場合
- ⑤ その他悪質と認められる行為を伴う場合

(4) 停泊処分日数の軽減

法令等違反行為が初回であってかつ軽微な場合など、特に酌量すべき情状が認められる場合には、停泊処分の日数を軽減することができる。

(5) 停泊処分の命令に違反した者の処分

停泊処分を履行しなかった日数がある場合には、その履行しなかった日数に次表の命令違反回数に応じた日数を加算し、改めて停泊処分を行うものとする。ただし、加算後の日数が40日を超えるときは、40日とする。

命令違反回数	初 回	2回以上
加算日数	10 日	15 日

(6) 停泊処分の対象となる船舶

停泊処分の対象となる船舶は、当該法令等違反行為に使用した船舶若しくは当該船舶の代船とする。

2 漁具等の使用禁止・陸揚げ処分

漁業者等が、法令等違反行為のうち、次の①から③までに掲げる場合であって、漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分を命ずることが秩序維持に有効と認める場合には、知事は、法第27条、同法第34条又は同法第131条第1項に基づき漁具等の使用禁止若しくは陸揚げを命ずるものとする。

- ① 無許可操業（法第57条第1項の規定に違反して知事許可漁業を営むことをいう。）又は使用が禁止されている漁具等を使用した場合。
- ② 法第25条第2項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがある場合。
- ③ 法第33条第2項に基づく命令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがある場合。

(1) 使用禁止・陸揚げ処分の期間

漁具等の使用禁止処分又は陸揚げ処分の期間は、1年以内とする。

(2) 封印処分

使用禁止処分又は陸揚げ処分の対象となる漁具等が、他の船舶の操業に使用される恐れがある場合には、封印を行うものとする。

(3) 処分の対象となる漁具等

処分の対象となる漁具等は、当該法令等違反行為に使用した漁具だけではなく、当該漁具等に付随するもの及びこれと同様の機能を有するものも含むものとする

3 操業責任者の乗組み禁止処分

法第57条第1項の許可を受けた者が、法令等違反行為をした場合であって、当該法令等違反行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該法令等違反行為に係る漁業又は水産資源の採捕に使用する船舶への乗組み禁止処分を命ずることが秩序維持に有効な場合には、知事は、規則第47条第1項に基づき、当該法令等違反行為をした者が使用する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、当該法令等違反行為に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止を命ずるものとする。

なお、処分の期間は、第2の1の規定を準用する。

4 停泊処分等（第2の1から3までの処分をいう。以下同じ。）の始期及び終期等

① 停泊処分等の始期及び終期

原則として、停泊処分等の始期は初日の午前9時、終期は最終日の午後5時とする。

② 停泊処分等の場所の指定

停泊処分等を履行させる場所は、原則として当該違反船舶の根拠地港とする。ただし、必要と認められる場合は、別に指定することができる。

第3 処分回数

- 1 処分回数は、当該法令等違反行為をした日から過去5年以内に、同一漁業について同一漁業者等

に対して行った処分（次の①から③までのものを含む。）を通算する。ただし、複数の処分を併せて行った場合の処分回数は、1回として扱う。

- ① 第2の1（5）の規定により改めて行った処分。
- ② 停泊処分に係る船舶が滅失、譲渡、その他の理由により事実上停泊処分を行うことができなかったもの。
- ③ 経営の実態が同等と認められる漁業者等に対して行った処分。

2 1の規定にかかわらず、最後に法令等違反行為に係る知事の処分を受ける原因となった法令等違反行為をした日から起算して3年を経過する日までの間に、新たに法令等違反行為が行われなかった場合には、3年を経過する日をもって処分回数は消滅するものとする。

（ 附 則 ）

- 1 この方針は、平成26年7月16日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2 平成10年4月1日施行の漁業関係法令違反に対する行政処分方針は、施行日後廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前において漁業関係法令に違反した船舶に対する行政処分は、なお従前の例による。
- 4 この方針の施行前によってした処分は、この方針の施行後の規定によってしたものとみなす。

（ 附 則 ）

- 1 この方針は、平成26年12月22日から施行する。

（ 附 則 ）

- 1 この方針は、令和2年12月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2 平成26年12月22日施行の漁業関係法令違反に対する行政処分方針は、施行日後廃止する。
- 3 この方針の施行の日前にした漁業関係法令違反行為に対する方針の適用については、なお従前の例による。
- 4 この方針の施行の日前に行った処分は、この方針によって行ったものとみなす。

（ 附 則 ）

- 1 この方針は、令和4年8月5日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2 令和2年12月1日施行の漁業関係法令違反に対する行政処分方針は、施行日後廃止する。
- 3 この方針の施行の日前にした漁業関係法令違反行為に対する方針の適用については、なお従前の例による。
- 4 この方針の施行の日前に行った処分は、この方針によって行ったものとみなす。